

京都市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例（平成21年3月26日京都市条例第46号）（保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課）

手数料の適正化を図るため、次のとおり京都市衛生関係手数料を変更することとしました。

1 次の手数料を除き、食品衛生法の規定に基づく事務その他の衛生関係の事務に係る手数料を20パーセント引き上げることとしました。

（現行のまま据え置く手数料）

と畜場法、動物の愛護及び管理に関する法律及び動物の愛護及び管理に関する法律施行規則に基づく手数料並びに食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第15条第1項から第3項までの規定に基づく食鳥検査に係る手数料

2 次のとおり、新たな手数料を定めることとしました。

区	分	単	位	手	数	料
食 衛 法	品 生	第26条第1項の規定による容器包装の 検査	1	件	44,400	円
動 物 の 愛 護 及 管 理 関 連 す る 法 律	第35条第1項の規定 に基づく犬又は猫の引 取り	犬又は猫が生後 91日以上のも のである場合	1	頭	2,000	
		犬が生後91日 未満のものであ る場合	1	件	2,000円。た だし、犬又は 猫の数が10 を超えると きは、超える 数10ごとに 2,000円を加 えた額	
		猫が生後91日 未満のものであ る場合				
	第35条第2項の規定により引き取った 犬又は猫の飼養管理	1頭につき1 日		300		
	第35条第2項の規定により引き取った 犬又は猫の返還	1	頭	3,000		
	第36条第2項の規定により収容した動 物の飼養管理	1頭につき1 日		300		
	第36条第2項の規定により収容した動 物の返還	1	頭	3,000		

この条例は、平成21年4月1日から施行することとしました。

京都市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成21年3月26日

京都市長 門川 大作

京都市条例第46号

京都市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例

京都市衛生関係手数料条例の一部を次のように改正する。

別表備考以外の部分を次のように改める。

区 分		単 位	手 数 料	
食 品 生 衛 法	第26条第1項の規定による食品, 添加物, 器具又は容器包装の検査	食 品	添加物に関する検査	円 15,400
			ひ素及び重金属に関する検査	21,000
			細菌に関する検査	22,100
		添 加 物		24,500
		器 具 又 は 容 器 包 装		44,400
	第52条第1項の規定に基づく営業の許可の申請に対する審査	飲 食 店 営 業	有効期間が6箇月を超えるもの	19,200
			有効期間が6箇月以内であるもの	14,400
		喫 茶 店 営 業	有効期間が6箇月を超えるもの	11,600
			有効期間が6箇月以内であるもの	8,700
		菓 子 製 造 業		16,800
		あ ん 類 製 造 業		16,800
		ア イ ス ク リ ー ム 類 製 造 業		16,800
		乳 処 理 業		25,200
		特 別 牛 乳 搾 取 処 理 業		25,200
		乳 製 品 製 造 業		25,200
		集 乳 業		11,600
		乳 類 販 売 業		11,600
		食 肉 処 理 業		25,200
		食 肉 販 売 業		11,600
		食 肉 製 品 製 造 業		25,200

		魚介類販売業		11,600
		魚介類競り売り営業		25,200
		魚肉練り製品製造業		19,200
		食品の冷凍又は冷蔵業		25,200
		食品の放射線照射業		25,200
		清涼飲料水製造業		25,200
		乳酸菌飲料製造業		16,800
		氷雪製造業		25,200
		氷雪販売業		16,800
		食用油脂製造業		25,200
		マーガリン又はショートニング製造業		25,200
		みそ製造業		19,200
		しょうゆ製造業		19,200
		ソース類製造業		19,200
		酒類製造業		19,200
		豆腐製造業		16,800
		納豆製造業		16,800
		めん類製造業		16,800
		総菜製造業		25,200
		缶詰又は瓶詰食品製造業		25,200
		添加物製造業		25,200
理容師	第11条の2の規定に基づく理容所の検査		1件	19,200
温泉法	第15条第1項の規定に基づく温泉の利用の許可の申請に対する審査			42,000
	第16条第1項又は第17条第1項の規定に基づく温泉の利用の許可を受けた者である法人又は個人の合併若しくは分割又は相続に係る承認の申請に対する審査		1件	8,900
興行法	第2条第1項の規定に基づく興行場の営業の許可の申請に対する審査	仮設以外の興行場	1件	26,400
		仮設の興行場		9,600
旅館法	第3条第1項の規定に基づく旅館業の許可の申請に対する審査	旅館業法施行規則第5条第1項第1号又は第3号に掲げる施設以外の施設	1件	26,400
		旅館業法施行規則第5条第1項第1号又は第3号に掲げる施設		10,500

		第3条の2第1項又は第3条の3第1項の規定に基づく旅館業の許可を受けた者である法人又は個人の合併若しくは分割又は相続に係る承認の申請に対する審査		8,900
公衆浴場法		第2条第1項の規定に基づく浴場業の許可の申請に対する審査	1件	26,400
化製場に関する法律		第3条第1項の規定に基づく化製場の設置の許可の申請に対する審査	1件	22,800
		第3条第1項（第8条において準用する場合を含む。）の規定に基づく死亡獣畜取扱場（第8条に規定する施設を含む。）の設置の許可の申請に対する審査		14,400
		第9条第1項の規定に基づく動物の飼養又は収容の許可の申請に対する審査		7,200
医療法		第7条第1項の規定に基づく診療所の開設の許可の申請に対する審査	1件	21,600
		第7条第1項の規定に基づく助産所の開設の許可の申請に対する審査		13,200
		第27条の規定に基づく診療所の検査		26,400
		第27条の規定に基づく助産所の検査		19,200
死体解剖保存法		第19条第1項の規定に基づく死体の保存の許可の申請に対する審査	1件	4,100
クリーニング業法		第5条の2の規定に基づくクリーニング所の検査	1件	19,200
狂犬病予防法		第4条第1項の規定に基づく犬の登録の申請に対する審査	1頭	3,600
		第5条第2項の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の交付	1件	650
狂犬病予防法施行令		第1条の2の規定に基づく犬の鑑札の再交付	1件	2,000
		第3条の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の再交付		410
毒物及び劇物取締法		第4条第3項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の申請に対する審査		17,700

劇物 取締 法	第4条第4項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の更新の申請に対する審査		1件	7,700
毒物 及び 劇物 取締 法 施行 令	第35条第1項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録票の書換え交付		1件	2,900
	第36条第1項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録票の再交付			
と畜 場 法	第4条第2項の規定に基づくと畜場の設置の許可の申請に対する審査	一般と畜場	1件	22,000
		簡易と畜場		10,000
	第14条第1項から第3項まで（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく獣畜のとさつ又は解体の検査	馬又は生後1年以上の牛に関する検査		200
		豚、綿羊、やぎ又は生後1年未満の牛に関する検査		100
美容 師 法	第12条の規定に基づく美容所の検査		1件	19,200
臨床 検査 技師 等 関 連 す る 法 律	第20条の3第1項の規定に基づく衛生検査所の登録の申請に対する審査		1件	96,000
	第20条の3第1項の規定に基づく衛生検査所の登録に関する証明書の書換え交付			9,900
	第20条の3第1項の規定に基づく衛生検査所の登録に関する証明書の再交付			9,900
	第20条の4第1項の規定に基づく衛生検査所の登録の変更の申請に対する審査			73,200
薬事 法	第24条第1項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の申請に対する審査		1件	34,800
	第24条第2項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の更新の申請に対する審査			13,200
薬事 法 行 令	第45条第1項の規定に基づく医薬品の販売業の許可証の書換え交付		1件	2,400
	第46条第1項の規定に基づく医薬品の販売業の許可証の再交付			3,500
動物 の 愛 護 及 管 理 に 関 連 す る 法	第10条第1項の規定に基づく動物取扱業の登録の申請に対する審査			15,000円。ただし、動物取扱業の種別の数が1を超えるときは、超える種別の数1ごとに1

律

			0,000円を加えた額
	第13条第1項の規定に基づく動物取扱業の登録の更新の申請に対する審査	1 件	15,000円。ただし、動物取扱業の種別の数が1を超えるときは、超える種別の数1ごとに10,000円を加えた額
	第26条第1項の規定に基づく特定動物の飼養又は保管の許可の申請に対する審査		11,000円。ただし、特定動物の種類数が1を超えるときは、超える種類の数1ごとに6,000円を加えた額
	第28条第1項の規定に基づく特定動物の飼養又は保管の変更の許可の申請に対する審査		7,000円。ただし、特定動物の種類数が1を超えるときは、超える種類の数1ごとに2,000円を加えた額
第35条第1項の規定に基づく犬又は猫の引取り	犬又は猫が生後91日以上のものである場合	1 頭	2,000
	犬が生後91日未満のものである場合	1 件	2,000円。ただし、犬又は猫の数が10を超えるときは、超える数10ごとに2,000円を加えた額
	猫が生後91日未満のものである場合		
第35条第2項の規定により引き取った犬又は猫の飼養管理		1 頭につき1 日	300

	第35条第2項の規定により引き取った犬又は猫の返還	1頭	3,000
	第36条第2項の規定により収容した動物の飼養管理	1頭につき1日	300
	第36条第2項の規定により収容した動物の返還	1頭	3,000
動物愛護及び管理に関する法律規則	第2条第6項の規定に基づく動物取扱業の登録証の再交付	1件	1,100
	第15条第6項の規定に基づく特定動物の飼養又は保管の許可証の再交付		1,100
食鳥処理の業規及食鳥検査に関する法律	第3条の規定に基づく食鳥処理の事業の許可の申請に対する審査	1件	22,800
	第6条第1項の規定に基づく食鳥処理場の構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査		12,000
	第15条第1項から第3項までの規定に基づく食鳥検査	1羽	3
	第16条第1項の規定に基づく確認規程の認定の申請に対する審査	1件	6,600
	第16条第2項の規定に基づく確認規程の変更の認定の申請に対する審査		2,800
食品衛生条例(昭和31年都府条例第1号)	第3条第2項, 第6条第2項及び第8条の規定に基づく登録票又は記章の交付又は再交付	1件	750

動物飼養と愛護に関する条例(昭和46年都条例第30号)	第13条第1項の規定により抑留された飼い犬の飼養管理	1頭につき1日	300
	第13条第1項の規定により抑留された飼い犬の返還	1頭	3,000
ふぐの扱い及び販売に関する条例(昭和51年都条例第44号)	第11条第2項の規定に基づくふぐ取扱業の認証の申請に対する審査	1件	7,800
	第11条第3項の規定に基づくふぐ取扱業の認証の更新の申請に対する審査		5,900
	第11条第4項の規定に基づくふぐ取扱業認証書の再交付		2,800
	第11条第6項の規定に基づくふぐ取扱業認証書の書換え交付		2,200

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課)